

## 江差町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に関する協議を行うため、江差町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定についての検討に関すること。
- (2) その他委員会において必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 議会の代表者又はその指名する者
- (3) 関係団体の代表者又はその指名する者
- (4) 公募町民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定の日までとする。

### (委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道課都市計画係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年7月2日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。